

バクバクの会 ～人工呼吸器とともに生きる～ 会則

2019/08/17 改訂版

第1条（名称）

本会の名称は、バクバクの会 ～人工呼吸器とともに生きる～と称する。

第2条（所在地）

本会を次の住所に置く。大阪府箕面市坊島 4-5-20 みのお市民活動センター内

第3条（目的）

本会は、全会員が力を合わせ、人工呼吸器使用者および同程度のケアを要とする人たちの入院生活および在宅生活をより豊かなものにすると共に、人工呼吸器使用者が生きていく上でのよりよい社会の実現を目的とする。

第4条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦交流会、情報交換。
- (2) 医療体制、社会保障制度、教育制度の充実、向上のための活動。
- (3) 人工呼吸器使用者への社会的理解を計る活動。
- (4) 人工呼吸器等に関係する資料、情報の収集。
- (5) 機関誌等の発行。
- (6) その他、必要と思われる事業。

第5条（会員の構成）

本会員は、正会員と賛助会員、購読会員で構成する。

- (1) 正会員は、原則として人工呼吸器をつけた子どもから大人（同程度のケアの必要な人、亡くなった人を含む）と家族とする。
- (2) 賛助会員は、本会の趣旨に賛同する個人および団体とする。賛助会員は、機関誌の配布等、役員会が決定した各種の特典を受けることができる。また、本会の事業に関連して意見を述べるができるが、本会の議決・運営には加わらない。

第6条（総会）

総会は、本会の最高決議機関である。

- (1) 定期総会は、年 1 回会長が召集する。また、必要がある場合は、臨時総会を開くことができる。
- (2) 総会は、次の事項を審議し、決定する。
 - ① 会則の決定および改廃。
 - ② 活動報告、会計報告の承認。
 - ③ 役員を選出。
 - ④ 活動方針、予算の決定。
 - ⑤ その他の重要事項。
- (3) 総会の議事は、出席正会員の 2/3 以上を以て決定する。

第7条（役員）

本会の役員は、会長、副会長（数名）、幹事（数名）、事務局長、編集長、会計、会計監査（2名）とする。

- (1) 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 顧問、相談役をおくことができる。

第8条（役員会）

- (1) 役員会は必要に応じて開き、総会の議決にもとづき、本会の業務を執行する。
- (2) その他、総会の議決を要しない会務について、協議決定することができる。
- (3) 顧問、相談役は、役員会に出席して意見を述べることができるが、議決には加わらない。

第9条（支部）

会則で定める本会の目的および事業を行うために、必要に応じて支部をおく。

第10条（経費）

本会の経費は、会費、寄付金その他の収入を以てあてる。

第11条（会計年度）

本会の会計年度は、7月1日より翌年6月30日とする。

第12条（会費）

- (1) 正会員は、年額 5,000 円（機関誌代を含む）とし、年度の初めに納入する。また事情により、会費の分納および減免を受けることができる。
- (2) 賛助会員のうち、個人会員の会費は年額 3,000 円（機関誌代を含む）、団体会員の会費は1口(3,000円)以上とする。
- (3) 購読会員の会費は 3,000 円（機関誌代を含む）とする。
- (4) 顧問、相談役からは会費は徴収しない。

第13条（加盟）

本会は、役員会の議決をへて、必要と認める団体に加盟することができる。

第14条（付則）

この会則は、1991年8月24日より効力をもつものとする。

以 上

*1994年8月21日に、傍線部分が追加されました。

*1995年8月20日に、年会費が変更になりました。

*2002年8月4日に、波線部分が変更・追加されました。

*2005年7月31日に、賛助会員、購読会員の年会費が変更になりました。

*2007年8月5日に、(4)1月以降の中途入会者の会費は、その年度の会費の半額とする。を抹消しました。

*2015年8月2日に、第1条(名称)が、人工呼吸器をつけた子の親の会からバクバクの会～人工呼吸器とともに生きる～に変更しました。それに伴い、第4条(会員の構成)(1)が変更になりました。第3条(事業)(3)(4)の文言を修正しました。

*2019年8月17日に、第2条(所在地)を追加しました。それに伴い、番号がひとつずつ下がりました。